

鳥取県告示第158号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項の規定により告示する。

平成24年3月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
一般県道	皆生西原線	米子市皆生五丁目7-265地先から同市西福原字西原悪水西548-2地先まで	平成24年4月1日